

防衛省組織令及び自衛隊法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文 目次

○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（第一条関係）	1
○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（第二条関係）	12

改正案	現行
<p>第一章 本省</p> <p>第五節 特別の機関</p> <p>第一款 幕僚監部</p> <p>第一目 統合幕僚監部</p> <p>（総務部の分課）</p> <p>第五十七条 総務部に、次の二課を置く。</p> <p>総務課</p> <p>人事教育課</p> <p>（総務課）</p> <p>第五十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十一 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>第一章 本省</p> <p>第五節 特別の機関</p> <p>第一款 幕僚監部</p> <p>第一目 統合幕僚監部</p> <p>（総務部の分課）</p> <p>第五十七条 総務部に、総務課を置く。</p> <p>（総務課）</p> <p>第五十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 十一 (略)</p> <p>十二 行動の計画に関し必要な職員の人事及び補充の計画に関すること。</p> <p>十三 前号に掲げるもののほか、幕僚監部の職員の任免、給与、分限、懲戒、服務、規律その他の人事に関すること。</p> <p>十四 幕僚監部の礼式、服制、旗章及び標識に関すること。</p> <p>十五 幕僚監部の職員の表彰に関すること。</p> <p>十六 統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び</p>

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

十二～十五 (略)

十六 部内の事務の総括に関すること。

十七 (略)

(人事教育課)

第五十八条の二 人事教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 行動の計画に関し必要な職員の人事及び補充の計画に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、幕僚監部の職員の任免、給与、分限、懲戒、服務、規律その他の人事に関すること。

三 幕僚監部の礼式、服制、旗章及び標識に関すること。

四 幕僚監部の職員の表彰に関すること。

五 統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画(教育に係るものに限る。)に関すること。

六 行動の計画に関し必要な教育訓練の計画(運用第三課の所掌に属するものを除く。)に関すること。

七 捕虜等の取扱いに関する計画に関すること。

八 統合幕僚学校に関すること。

警備に関する計画(教育に係るものに限る。)に関すること。

十七 行動の計画に関し必要な教育訓練の計画(運用第三課の所掌に属するものを除く。)に関すること。

十八 捕虜等の取扱いに関する計画に関すること。

十九 統合幕僚学校に関すること。

二十 幕僚監部の職員の災害補償に関すること。

二十一 幕僚監部の職員の福利厚生に関すること。

二十二～二十五 (略)

(新設)

二十六 (略)

(新設)

九 幕僚監部の職員の災害補償に関すること。  
十 幕僚監部の職員の福利厚生に関すること。

(運用部の分課)

第五十九条 (略)

(防衛課)

第六十四条 防衛課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画(人事教育課、計画課、指揮通信システム企画課及び首席後方補給官の所掌に属するものを除く。)に関すること。

二 (略)

第二目 陸上幕僚監部

(部)

第七十七条 幕僚監部に、次の七部を置く。

監理部

人事教育部

運用支援・訓練部

防衛部

装備計画部

指揮通信システム・情報部

(運用部の分課)

第五十九条 (略)

(防衛課)

第六十四条 防衛課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画(総務課、計画課、指揮通信システム企画課及び首席後方補給官の所掌に属するものを除く。)に関すること。

二 (略)

第二目 陸上幕僚監部

(部)

第七十七条 幕僚監部に、次の七部を置く。

監理部

人事部

運用支援・情報部

防衛部

装備計画部

教育訓練部

衛生部

(人事教育部の分課)

第八十一条 人事教育部に、次の四課を置く。

人事教育計画課

補任課

募集・援護課

厚生課

(人事教育計画課)

第八十二条 人事教育計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一六 (略)

七 教育訓練計画に関する事(統合幕僚監部及び訓練課の所掌に属するものを除く。)

八 学校及び教育訓練関係の部隊の業務の総合運営に関する事。

(削る)

九 (略)

(補任課)

第八十三条 補任課は、職員の任免その他の人事に関する事務(人事教育計画課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(厚生課)

第八十五条 厚生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

衛生部

(人事部の分課)

第八十一条 人事部に、次の四課を置く。

人事計画課

補任課

募集・援護課

厚生課

(人事計画課)

第八十二条 人事計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一六 (略)

七 職員の給与に関する事。

八 職員の退職手当に関する事。

九 若年定年退職者給付金に関する事。

十 (略)

(補任課)

第八十三条 補任課は、職員の任免その他の人事に関する事務(人事計画課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(厚生課)

第八十五条 厚生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 職員の給与に関すること。
- 二 職員の恩給及び退職手当に関すること。
- 三 五 (略)
- 六 若年定年退職者給付金に関すること。

(運用支援・訓練部の分課)

第八十六条 運用支援・訓練部に、次の二課を置く。

運用支援課

訓練課

(運用支援課)

第八十七条 運用支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第五十八条第十二号に規定する経費及び収入の予算、決算及び会計の計画（行動の計画に関し必要なものに限る。）並びに第五十八条の二第一号及び第六号、第六十条第五号、第六十一条第二号、第六十二条第一号、第六十八条第一号並びに第七十三条第三項第二号に規定する計画の執行に伴い必要な措置に関する計画（陸上自衛隊に係るものに限る。）の総合調整に関すること。

二 四 (略)

(訓練課)

第八十八条 訓練課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 教育訓練用器材の取得及び配分の計画に関すること。
- 二 教範その他の教育訓練資料の整備に関すること。

(新設)

- 一 職員の恩給に関すること。
  - 二 四 (略)
- (新設)

(運用支援・情報部の分課)

第八十六条 運用支援・情報部に、次の二課を置く。

運用支援課

情報課

(運用支援課)

第八十七条 運用支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第五十八条第十二号に規定する経費及び収入の予算、決算及び会計の計画（行動の計画に関し必要なものに限る。）並びに同条第十二号及び第十七号、第六十条第五号、第六十一条第二号、第六十二条第一号、第六十八条第一号並びに第七十三条第三項第二号に規定する計画の執行に伴い必要な措置に関する計画（陸上自衛隊に係るものに限る。）の総合調整に関すること。

二 四 (略)

(情報課)

第八十八条 情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 法第二十三条第四号に規定する情報（陸上自衛隊に係るものに限る。）の収集整理及び配布に関すること。

三 部隊の訓練、その検閲及び演習に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。

（防衛部の分課）

第八十九条 防衛部に、次の三課を置く。

防衛課

防衛協力課

施設課

（防衛課）

第九十条 防衛課は、次に掲げる事務（第二号から第五号までに掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 防衛及び警備の計画に関すること（統合幕僚監部及び防衛協力課の所掌に属するものを除く。）。

二・三 （略）

四 防衛及び警備の方法の研究改善に関すること。

五 部隊及び機関の運営に関する研究改善に関すること。

六 装備品、航空機及び食糧その他の需品（以下「陸上装備品等」という。）に関する研究開発の目標とすべき事項に関すること。

七 陸上装備品等の研究改善の計画及びその実施の調整に関すること。

二 防衛及び警備に関する秘密の保全に関すること。

三 地図及び航空写真に関すること。

四 第一号に規定する情報の収集整理及び配布に関する技術指導に関すること。

（防衛部の分課）

第八十九条 防衛部に、次の三課を置く。

防衛課

情報通信・研究課

施設課

（防衛課）

第九十条 防衛課は、次に掲げる事務（第一号から第三号までに掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 防衛及び警備の計画に関すること。

二・三 （略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

八 防衛装備庁に対する陸上装備品等の技術研究及び技術開発の要求に関すること。

九 前二号に掲げるもののほか、陸上装備品等の研究改善に関すること（衛生部の所掌に属するものを除く。）。

十 陸上装備品等の制式及び規格に関すること（衛生部の所掌に属するものを除く。）。

十一 (略)

(防衛協力課)

第九十一条 防衛協力課は、次に掲げる事務（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 防衛の分野におけるアメリカ合衆国との協力の計画に関すること。

二 防衛の分野における国際的な交流の計画に関すること。

三 第一号に掲げるもののほか、軍備管理、軍縮その他安全保障環境の安定化に資する国際的諸活動に対する防衛の分野における協力の計画に関すること。

(新設)

(新設)

(新設)

四 (略)

(情報通信・研究課)

第九十一条 情報通信・研究課は、次に掲げる事務（第二号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 陸上自衛隊の情報システムの整備及び管理に関すること。

二 通信の計画及び監理に関すること。

三 電波の使用計画及び監理に関すること。

四 暗号に関すること。

五 写真（航空写真を除く。）に関すること。

六 防衛及び警備の方法の研究改善に関すること。

七 部隊及び機関の運営に関する研究改善に関すること。

八 装備品、航空機及び食糧その他の需品（以下「陸上装備品等」という。）に関する研究開発の目標とすべき事項に関すること。

九 陸上装備品等の研究改善の計画及びその実施の調整に関すること。

十 防衛装備庁に対する陸上装備品等の技術研究及び技術開発の



(指揮通信システム・情報部の分課)

第九十八条 指揮通信システム・情報部に、次の二課を置く。

指揮通信システム課

情報課

(指揮通信システム課)

第九十九条 指揮通信システム課は、次に掲げる事務(第二号から

第四号までに掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

- 一 陸上自衛隊の情報システムの整備及び管理に関すること。
- 二 通信の計画及び監理に関すること。
- 三 電波の使用計画及び監理に関すること。
- 四 暗号に関すること。
- 五 写真(航空写真を除く。)に関すること。
- 六 部内の事務の総括に関すること。

(情報課)

第一百条 情報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 法第二十三条第四号に規定する情報(陸上自衛隊に係るもの

要求に関すること。

十一 前二号に掲げるもののほか、陸上装備品等の研究改善に関すること(衛生部の所掌に属するものを除く。)

十二 陸上装備品等の制式及び規格に関すること(衛生部の所掌に属するものを除く。)

(教育訓練部の分課)

第九十八条 教育訓練部に、次の二課を置く。

教育訓練計画課

教育訓練課

(教育訓練計画課)

第九十九条 教育訓練計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 教育訓練計画に関すること(統合幕僚監部及び教育訓練課の所掌に属するものを除く。)
- 二 教育訓練用器材の取得及び配分の計画に関すること。
- 三 教範その他の教育訓練資料の整備に関すること。
- 四 部内の事務の総括に関すること。

(教育訓練課)

第一百条 教育訓練課は、次に掲げる事務(第一号及び第二号に掲げ

る事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)

に限る。)の収集整理及び配布に関すること。

二 防衛及び警備に関する秘密の保全に関すること。

三 地図及び航空写真に関すること。

四 第一号に規定する情報の収集整理及び配布に関する技術指導に関すること。

(衛生部)

第百一条 衛生部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 適性検査に関すること(人事教育計画課の所掌に属するものを除く。)

三(七) (略)

第三目 海上幕僚監部

(運用支援課)

第百二十一条 運用支援課は、次に掲げる事務(第二号、第三号及び第六号に掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一 第五十八条第十二号に規定する経費及び収入の予算、決算及び会計の計画(行動の計画に関し必要なものに限る。)並びに第五十八条の二第一号及び第六号、第六十条第五号、第六十一条第二号、第六十二条第一号、第六十八条第一号並びに第七十一条第三項第二号に規定する計画の執行に伴い必要な措置に関する計画(海上自衛隊に係るものに限る。)の総合調整に関する

をつかさどる。

一 教育訓練の実施に関すること。

二 部隊の訓練の検閲に関すること。

三 学校及び教育訓練関係の部隊の業務の総合運営に関すること。

(衛生部)

第百一条 衛生部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 適性検査に関すること(人事計画課の所掌に属するものを除く。)

三(七) (略)

第三目 海上幕僚監部

(運用支援課)

第百二十一条 運用支援課は、次に掲げる事務(第二号、第三号及び第六号に掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一 第五十八条第十二号に規定する経費及び収入の予算、決算及び会計の計画(行動の計画に関し必要なものに限る。)並びに同条第十二号及び第十七号、第六十条第五号、第六十一条第二号、第六十二条第一号、第六十八条第一号並びに第七十三条第三項第二号に規定する計画の執行に伴い必要な措置に関する計画(海上自衛隊に係るものに限る。)の総合調整に関するこ

ること。

二〇六 (略)

第四目 航空幕僚監部

(運用支援課)

第百五十三条 運用支援課は、次に掲げる事務(第二号から第四号までに掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

- 一 第五十八条第十二号に規定する経費及び収入の予算、決算及び会計の計画(行動の計画に関し必要なものに限る。)並びに第五十八条の二第一号及び第六号、第六十条第五号、第六十一条第二号、第六十二条第一号、第六十八条第一号並びに第七十一条第三項第二号に規定する計画の執行に伴い必要な措置に関する計画(航空自衛隊に係るものに限る。)の総合調整に関すること。

二〇八 (略)

第二章 防衛装備庁

第二節 内部部局

第一款 長官官房及び部の設置等

(プロジェクト管理総括官、革新技術戦略官及び調達総括官)

第百七十九条 プロジェクト管理部にプロジェクト管理総括官二人を、技術戦略部に革新技術戦略官一人を、調達事業部に調達総括

と。

二〇六 (略)

第四目 航空幕僚監部

(運用支援課)

第百五十三条 運用支援課は、次に掲げる事務(第二号から第四号までに掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

- 一 第五十八条第二十二号に規定する経費及び収入の予算、決算及び会計の計画(行動の計画に関し必要なものに限る。)並びに同条第十二号及び第十七号、第六十条第五号、第六十一条第二号、第六十二条第一号、第六十八条第一号並びに第七十一条第三項第二号に規定する計画の執行に伴い必要な措置に関する計画(航空自衛隊に係るものに限る。)の総合調整に関すること。

二〇八 (略)

第二章 防衛装備庁

第二節 内部部局

第一款 長官官房及び部の設置等

(プロジェクト管理総括官、革新技術戦略官及び調達総括官)

第百七十九条 プロジェクト管理部にプロジェクト管理総括官二人を、技術戦略部に革新技術戦略官一人を、調達事業部に調達総括

官一人を置く。  
2  
3  
4  
(略)

官二人を置く。  
2  
3  
4  
(略)

改 正 案	現 行
<p>（方面隊）</p> <p>第七条 方面隊は、方面総監部並びに次の各号のいずれかに掲げる部隊及び特科団又はこれに準ずる隊一、高射特科団又は高射特科群一、施設団一、混成団一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は方面総監部、師団及び旅団以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。</p> <p>一〇四 （略）</p>	<p>（方面隊）</p> <p>第七条 方面隊は、方面総監部並びに次の各号のいずれかに掲げる部隊及び特科団又はこれに準ずる隊一、高射特科団又は高射特科群一、施設団又はこれに準ずる隊一、混成団一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は方面総監部、師団及び旅団以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。</p> <p>一〇四 （略）</p>